一　団体名　東京都新宿区
二　実施期日　平成二十一年二月十六日
三　実施区域
町名　住居表示実施前の町名等
片町　片町の一部、市谷本村町の一部、住吉町の一部

一　団体名　兵庫県加古郡播磨町
二　実施期日　平成二十一年二月十六日
三　実施区域
町名　住居表示実施前の町名等
南野添一丁目　大字野添の一部、野添南一丁目
南野添二丁目　大字野添の一部、野添南二丁目
南野添三丁目　大字野添の一部、大字古宮の一部

一　団体名　北海道網走市
二　実施期日　平成二十一年二月二十三日
三　実施区域
町名　住居表示実施前の町名等
つくしケ丘一丁目　つくしケ丘一丁目
つくしケ丘二丁目　つくしケ丘二丁目

一　団体名　秋田県横手市
二　実施期日　平成二十一年二月二十三日
三　実施区域
町名　住居表示実施前の町名等
条里一丁目　前郷字下三枚橋の一部、婦気大堤字下久保の一部、前郷字八ツ口の一部、赤坂字上後野の一部
条里二丁目　横手町字一ノ口の一部、横手町字四ノ口の一部、横手町字下飛瀬の一部
条里三丁目　横手町字一ノ口の一部、横手町字二ノ口の一部、横手町字三ノ口の一部

一　団体名　大阪府和泉市
二　実施期日　平成二十一年二月二十三日
三　実施区域
町名　住居表示実施前の町名等
富秋町一丁目　富秋町の一部、池上町の一部
富秋町二丁目　富秋町の一部、葛の葉町の一部、尾井町の一部
富秋町三丁目　富秋町の一部、葛の葉町の一部、尾井町の一部

一　団体名　熊本県熊本市
二　実施期日　平成二十一年二月二十三日
三　実施区域
町名　住居表示実施前の町名等
徳王二丁目　徳王町の一部、大窪一丁目の一部、山室二丁目の一部、高平一丁目の一部
徳王三丁目　徳王町の一部、大窪一丁目の一部、下硯川町の一部
池田三丁目　徳王町の一部、池田三丁目の一部

一　団体名　長野県松本市
二　実施期日　平成二十一年二月二十七日
三　実施区域
町名　住居表示実施前の町名等
野溝西二丁目　大字芳川野溝の一部、大字笹賀の一部
野溝西三丁目　大字芳川野溝の一部、大字笹賀の一部

一　団体名　静岡県浜松市
二　実施期日　平成二十一年三月一日
三　実施区域
西区の一部
町名　住居表示実施前の町名等
雄踏一丁目　雄踏町宇布見の一部
雄踏二丁目　雄踏町宇布見の一部

一　団体名　神奈川県海老名市
二　実施期日　平成二十一年三月二日
三　実施区域
町名　住居表示実施前の町名等
杉久保南二丁目　大字上河内字永池の一部、大字杉久保字南山下の一部、大字杉久保字中土合の一部、大字杉久保字宮ノ前の一部、大字杉久保字赤坂の一部
杉久保南三丁目　大字杉久保字中原の一部
杉久保南四丁目　大字杉久保字下原の一部、大字杉久保字星谷の一部
杉久保南五丁目　大字杉久保字赤坂の一部、大字杉久保字下原の一部

杉久保北一丁目　大字杉久保字清水、大字杉久保字北山下の一部、大字杉久保字南山下の一部、大字杉久保字内藤原の一部、大字杉久保字釜坂の一部
杉久保北二丁目　大字杉久保字北山下の一部、大字杉久保字南山下の一部、大字杉久保字内藤原の一部、大字杉久保字中土合の一部、大字杉久保字宮ノ前の一部、大字杉久保字中原の一部
杉久保北三丁目　大字杉久保字釜坂の一部、大字大谷字向原の一部、大字杉久保字西谷、大字杉久保字東谷の一部、大字杉久保字大久保の一部
杉久保北四丁目　大字杉久保字富谷、大字杉久保字東谷の一部、大字杉久保字大久保の一部、大字杉久保字中原の一部、大字杉久保字蓮谷の一部
杉久保北五丁目　大字杉久保字蓮谷の一部、大字杉久保字星谷の一部

一　団体名　福岡県福津市
二　実施期日　平成二十一年三月二日
三　実施区域
町名　住居表示実施前の町名等
津屋崎三丁目　津屋崎の一部
津屋崎四丁目　津屋崎の一部
津屋崎五丁目　津屋崎の一部
津屋崎六丁目　津屋崎の一部
津屋崎七丁目　在自の一部、須多田の一部
津屋崎八丁目　津屋崎の一部、在自の一部

一　団体名　北海道富良野市
二　実施期日　平成二十一年三月九日
三　実施区域
町名　住居表示実施前の町名等
東雲町　字南大沼の一部

一　団体名　山口県周南市
二　実施期日　平成二十一年三月九日
三　実施区域
町名　住居表示実施前の町名等
熊毛中央町　大字呼坂の一部、大字安田の一部
呼坂本町　大字呼坂の一部、大字安田の一部、大字原の一部

高水原一丁目　大字安田の一部、大字原の一部
高水原二丁目　大字安田の一部、大字原の一部
高水原三丁目　大字原の一部

一　団体名　新潟県五泉市
二　実施期日　平成二十一年三月二十九日
三　実施区域
町名　住居表示実施前の町名等
三本木三丁目　三本木の一部、船越の一部

○外務省告示第二百四十九号

平成二十二年四月二十八日にサヌアで、ノクム道路建機センター機能強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がイエメン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ノクム道路建機センター機能強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　七億七百万円
3　贈与の供与期限　平成二十五年五月三十一日まで
4　署名者
日本側　難波充典在イエメン大使
イエメン側　アブドルカリーム・イスマイール・アル＝アルハビー経済担当副首相兼計画・国際協力大臣

平成二十二年五月十八日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二百五十号

平成二十二年四月二十八日にカトマンズで、森林保全計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がネパール連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　森林保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　六億円
3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　水野達夫在ネパール大使
ネパール側　ラメショア・プラサド・カナル財務省次官

平成二十二年五月十八日

外務大臣　岡田　克也